

「甲斐市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託」仕様書

1 業務目的

地球温暖化を取り巻く状況が大きく変化する中、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会実現を目指すことを宣言し、その目標達成のために策定した地方創生に資する「地域脱炭素ロードマップ」(2021年6月)では、2030年までに地方公共団体の建築物の約50%以上に太陽光発電設備を導入することを目標としている。

本市でもこの目標を踏まえつつ、甲斐市脱炭素取組計画(2023年1月)において、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む)の50%以上に太陽光発電設備の設置を目指すこととしている。

本業務は、環境省の補助事業である「令和4年度(第2次補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)(第1号事業の3)」を活用し、市有公共施設等への効果的な太陽光発電設備導入を図ることを目的とした導入可能性調査及び事業化検討を行う。

2 対象施設

甲斐市が保有する公共施設

(甲斐市公共施設等総合管理計画及び公共施設カルテに掲載のある200程度の施設)

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日(水)まで

4 業務委託内容

(1) 既存公共施設等の基礎データの収集・整理

市有公共施設について、委託者が提供する資料等を基に施設情報(施設分類、築年数、屋根の構造、改修履歴、電力使用状況等)を収集し、太陽光発電設備等の導入が可能な施設等を抽出する。また、その抽出条件を明らかにする。

(2) 設置可能性の判断

(1)で抽出した施設について、地図データや航空写真等を活用し、屋根状況や影等の状況等を勘案し太陽光発電設備の導入可能な面積等を確認する。なお、導入可能と判断した施設については、導入可能な設備容量やCO₂削減量について概算を算出する。

(3) 優先導入施設の抽出

今後導入を進めていく際の優先順位の考え方を整理し、(2)の調査結果を参考に、2030年までに優先して導入することが望ましい施設の抽出を行った上で、特に直近

で導入することが望ましい施設（10 施設程度）の抽出を行う。なお、除いた施設については課題等を整理する。

(4) 個別施設詳細調査の実施

(3) で抽出した、直近で導入することが望ましい施設（10 施設程度）について、選定施設毎に現地調査を行い、その結果を整理する。その際、電力の需給状況、保安スペース、建築物の存続期間、災害リスク等、設備導入に必要な情報や課題等を考慮する。

(5) 導入方針・基本計画案の検討

(4) の結果を踏まえ、直近で導入することが望ましい施設に関する事業性を検討し、以下の項目を中心に、導入方針を含めた導入計画案を作成する。

- 事業スキーム : 導入方法の検討、補助金の活用、概算事業費
- 導入する設備の概要 : 設置工法、レイアウト、導入容量、蓄電池の有無等
- 想定発電量 : 発電シミュレーション等
- 導入効果 : CO₂削減量、経済効果等
- 耐荷重による設置の有無 : 積載荷重許容
- 留意すべき固有事情 : 日影の範囲、屋上防水シートのメンテナンス時期等
- 各種課題と課題への対応方針 : 建築基準法等の法令遵守、反射光や騒音等の影響等

(6) 報告書の作成

(1) から (5) の結果等を取りまとめた報告書を作成する。

(7) 打合せ・協議

本業務を円滑に実施するため、打合せ・協議は、初回、中間、完了時のほか、必要に応じて適宜実施する。なお、実施方法は対面またはオンラインとする。

5 業務実施計画作成及び進捗管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な履行を図るため、業務実施計画を策定し、進捗管理を行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に際し、技術力及び経験を有する技術者、又は技術上の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者を配置するものとする。
- (3) 受託者は、本事業における管理技術者を定め、市に届けるものとする。
- (4) 管理技術者は本事業を行う上で、技術の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

6 成果物

- (1) 調査結果報告書 2部
- (2) 上記報告書の電子データ（CD-R等） 1部

- (3) 調査関連データ一式（CD-R等） 1部
- (4) その他市が指定するもの

7 仕様の変更等

- (1) 市は、やむを得ない事情により仕様を変更する場合には、受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。

8 その他

- (1) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本業務の成果物は、市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する必要があるものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (9) 受託者は、本委託業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (10) 参加時に提出した業務実施体制は原則として変更できないこと。ただし技術者の退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者、実施体制であることについて市の了解を得なければならない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上決定すること。